

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県迷惑行為防止条例			
条 例 番 号		昭和38年神奈川県条例第26号	法 規 集	第15編第5章第1節	
所 管 室 課		警察本部生活安全部生活安全総務課			
条 例 の 概 要		本条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の生活の平穏を保持することを目的とした行政法規である。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、刑法、軽犯罪法等の既存法令で対応できない迷惑行為について、補完的に罰則を設けて規制しているものであり、必須の条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	迷惑行為に対する取締りの強化、検挙広報等の推進により、抑止力が発揮され、有効に機能しているが、昨今の社会状況の変化に対応するため、不当な客引き行為等の規制に関し、改正及び運用の改善等を検討していく。			検挙件数 ・令和元年 699 件 ・令和2年 531 件 ・令和3年 698 件 ・令和4年 794 件 ・令和5年 870 件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例の規制により犯罪の抑止効果が働いていると認められ効率的に執行されているが、昨今の社会状況の変化に対応させるため、不当な客引き行為等の規制に関し、改正及び運用の改善等を検討していく。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、迷惑行為を規制することで県民及び滞在者の生活の平穏を保持するためのものであり、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、迷惑行為を防止するために罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法律に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等 昨今の社会情勢の変化に対応するため、改正及び運用の改善等を検討する必要がある。		

